

# 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 在宅療養支援歯科診療所2
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科技工士連携加算2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯周組織再生誘導手術
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 金属床による総義歯の提供

（金属総義歯）第435号 徴収開始年月日：平成18年7月1日

金属	その他金属	上顎	下顎
03:コバルト		200,000	200,000

(2024年11月1日時点)